2022年5月16日

住所 鹿児島市金生町6番6号株式会社 鹿 児 島 銀 行 取締役頭取 松 山 澄 寛

貸借対照表(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

1			(単位:百万円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	1, 625, 244	預金	4, 661, 751
現金	52, 277	当 座 預 金	83, 388
預け金	1, 572, 966	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2, 998, 555
買 入 金 銭 債 権	8, 673	貯 蓄 預 金	146, 228
金 銭 の 信 託	9, 403	通 知 預 金	2, 334
有 価 証 券	982, 798	定期預金	1, 373, 429
国	168, 126	その他の預金	57, 815
地方債	51, 609	譲 渡 性 預 金	157, 790
短期社債	41, 003	コールマネー	50, 000
			· ·
社	212, 091		85, 363
株式	81, 981	债券貸借取引受入担保金	276, 397
その他の証券	427,985	借用金	989, 082
貸 出 金	3, 893, 912	借入金	989, 082
割 引 手 形	5, 520	外 国 為 替	169
手 形 貸 付	115, 337		63
証 書 貸 付	3, 388, 687	未払外国為替	105
当座貸越	384, 366	信託勘定借	4, 597
外 国 為 替	11, 126	その他負債	37, 932
外 国 他 店 預 け	11, 057	未 払 法 人 税 等	1,030
買入外国為替	0	未 払 費 用	1,658
取 立 外 国 為 替	69	前 受 収 益	1, 437
その他資産	38, 580	金融派生商品	5, 726
前払費用	175	金融商品等受入担保金	18, 172
未 収 収 益	3, 455	リース債務	1, 443
金融派生商品	16, 982		159
金融商品等差入担保金	60	その他の負債	8, 304
その他の資産	17, 906	退職給付引当金	1, 629
有 形 固 定 資 産	66, 506	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	564
建物	23, 356	偶 発 損 失 引 当 金	330
土 地	34, 731	再評価に係る繰延税金負債	6, 642
リース 資産	1, 348	支 払 承 諾	27, 590
建設仮勘定	102	負債の部合計	6, 299, 839
その他の有形固定資産	6, 966	(純資産の部)	5, 200, 000
			10 120
	3, 310		18, 130
ソフトウェア	3, 165	資 本 剰 余 金	11, 204
リース 資産	0	資 本 準 備 金	11, 204
その他の無形固定資産	144	利 益 剰 余 金	256, 161
前 払 年 金 費 用	7, 697	利 益 準 備 金	18, 130
繰 延 税 金 資 産	4, 387	その他利益剰余金	238, 030
支払承諾見返	27, 590	固定資産圧縮積立金	805
算 倒 引 当 金	△ 52, 914	固定資産圧縮特別勘定積立金	5
	△ 02, 317		
			225, 000
			12, 219
		株 主 資 本 合 計	285, 496
		その他有価証券評価差額金	15, 998
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	10, 585
		土地再評価差額金	14, 396
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	40, 980
		純資産の部合計	326, 476
資産の部合計	6, 626, 316	負債及び純資産の部合計	6, 626, 316
具	り, 020, 310 	只ほみい は けい 口	0, 020, 310

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

科目		金	額
経 常 収	益		67, 886
,	益	48, 354	07, 000
貸 出 金 利	息	36, 645	
有 価 証 券 利 息 配 当	金	11, 256	
コールローン利	息	△ 3	
預け金利	息	0	
その他の受入利	息	456	
信 託 報	酬	54	
日	益	10, 398	
受入為替手数	料	3, 245	
その他の役務収	益	7, 152	
その他業務収	益	3, 567	
外国為替売買	益	149	
国債等债券売却	益	3, 266	
その他の業務収	益	152	
その他経常収	益	5, 510	
賞 却 債 権 取 立	益	0	
株式等売却	益	4, 991	
金銭の信託運用	益	0	
その他の経常収	益	519	
	用		56, 916
資金調達費	用	2, 565	00, 010
預 金 利	息	170	
譲 渡 性 預 金 利	息	19	
コールマネー利	息	△ 25	
売 現 先 利	息	△ 8	
債券貸借取引支払利	息	315	
借 用 金 利	息	48	
金利スワップ支払利	息	1, 963	
その他の支払利	息	81	
役務取引等費	用	5, 350	
支 払 為 替 手 数	料	439	
その他の役務費	用	4, 911	
その他業務費	用	7, 259	
商品有価証券売買	損	4	
国 債 等 債 券 売 却	損	6, 924	
金融派生商品費	用	253	
その他の業務費	用	77	
営 業 経	費	35, 040	
その他経常費	用	6, 699	
貸倒引当金繰入	額	5, 377	
貸 出 金 償	却	7	
株式等売却	損	498	
株 式 等 償	却	1	
金銭の信託運用	損	113	
その他の経常費	用	700	
経常利	益	1	10, 970

(単位:百万円)

								(中國:自2717)
		科			E			金額
特		另	IJ		利		益	174
	固	定	資	産	処	分	益	174
特		另	IJ		損		失	520
	固	定	資	産	処	分	損	135
	減		損		損		失	384
税	引	前	当	期	純	利	益	10, 624
法	人利	Ä 、	住 民	税	及び	事 業	税	3, 588
法	人	. 利		等	調	整	額	△ 944
法		人	税	等		合	計	
当		期	;	純	利		益	7, 981

注記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

- 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
- 2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その 他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし 市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。な お、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しておりま す。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19年 ~ 50年 その他 2年 ~ 20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間 (5年) に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。 なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 6. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実 務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

正常先債権及び要管理先債権以外の要注意先債権については今後1年間の予想損失額 を見込んで計上し、要管理先債権については今後3年間の予想損失額を見込み、貸倒 引当金として計上しております。

予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに直近の貸倒実績を反映するなど必要な修正を加えて算出しております。

要管理先債権に相当する債権において、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もる ことができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約 定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び 保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的 に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先債権のうち、一定額以上の大口債務者の債権については債務者ごとに担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した債権額と、合理的に将来キャッシュ・フローを見積もって算出した回収可能額との差額を貸倒引当金として計上しております。上記以外の破綻懸念先債権については要管理先債権と同様の方法により貸倒引当金を算出しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可 能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、 当該部署から独立した資産管理部署が査定結果を検証しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年 数 (10年)による定率法により発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求 に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等の代位弁済に伴い発生する負担 金等の支払いに備えるため、将来発生する損失額を見積もり計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについてヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素等の相関関係を検証しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。この結果、財務諸表に与える影響はありません。

(時価算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。この結果、財務諸表に与える影響は軽微であります。

(重要な会計上の見積り)

- 1. 貸倒引当金の見積り
- (1) 財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 52,914 百万円

- (2) 見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報
- ①見積り金額の算出方法

当行の貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」の「6. 引当金の計上基準(1)貸倒引当金」に記載しております。

②見積り金額の算出に用いた仮定

貸倒引当金は、債務者の現時点の財務内容や債務返済能力等を総合的に勘案し債務者区分を決定しており、過去の貸倒実績率を基礎に算定した予想損失率や合理的に見積られたキャッシュ・フローに基づき算出しております。

これらの仮定に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動への影響は、当事業年度末から当面の間続くものと想定し、当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。このような状況下、当行は見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を債務者区分に反映しております。なお、前事業年度から当該仮定に、重要な変更はありません。

③翌年度の財務諸表に与える影響

上記②に記載した債務者区分の決定、予想損失率及びキャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実であり、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や経済活動への影響が変化した場合においては、損失額が増減する可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式総額 803百万円
- 2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に81,409百万円含まれております。
- 3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額12,916百万円危険債権額45,840百万円三月以上延滞債権額11百万円貸出条件緩和債権額31,337百万円合計額90,105百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続 開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準 ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

- 4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。 これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で 自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,520百万円であります。
- 5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、2,201百万円であります。
- 6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 553,901百万円 貸出金 1,108,547百万円

担保資産に対応する債務

預 金 42,646百万円 売現先勘定 85,363百万円 債券貸借取引受入担保金

275, 255百万円

借用金

988,994百万円

上記のほか、為替決済、指定金融機関等の取引の担保として、その他資産15,545百万円を差し入れております。また、その他資産には、保証金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金

297百万円

金融商品等差入担保金

60百万円

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申 し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額ま で資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は754,691百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが736,763百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行 残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではあり ません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由 があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をするこ とができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基 づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じて おります。

8. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

ただし、適切な地価公示価格がない場合は同施行令第2条第2号に定める基準地 価又は同施行令第2条第4号に定める地価税法に規定する方法により算定した価 格に時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の 合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 13,695百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額

35,160百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額

3,847百万円

- 11. 単体自己資本比率 10.41%
- 12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による

社債に対する当行の保証債務の額は13,271百万円であります。

- 13. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債務総額 301百万円
- 14. 関係会社に対する金銭債権総額

25,609百万円

15. 関係会社に対する金銭債務総額

8,031百万円

16. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の 規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得 た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

なお、当行は利益準備金の額が資本金の額に達しているため、当事業年度における剰余 金の配当に係る利益準備金は計上しておりません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 1,046百万円 役務取引等に係る収益総額 197百万円 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 97百万円

2. 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 78百万円 役務取引等に係る費用総額 470百万円 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 2,405百万円

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当行は、個人や法人等の預金者から受け入れた預金や短期金融市場から調達した資金などをもとに、資金の貸出や有価証券運用などを行う銀行業を行っております。

保有する金融資産及び金融負債は金利変動や価格変動などを伴うため、不利な影響が生じないよう、オフバランス取引を含む銀行全体の資産及び負債を対象にリスクを統合的に把握・コントロールし、収益の向上と安定化を図るべく資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。その一環としてデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する主な金融商品は、次のとおりであります。

貸出金は、主に国内の法人及び個人に対するものであり、貸出先の財務状況の悪化等による信用リスクを有しております。また、固定金利の貸出金については、金利変動リスクを有しております。

有価証券は、債券、株式、投資信託等を保有しており、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク及び信用リスクを有しております。

預金及び市場性の資金調達については、流動性リスクや金利変動リスクを有してお

り、当行の信用力が低下することにより、預金の流出や必要な資金が調達できなくなる、もしくは不利な条件での取引を余儀なくされる可能性があります。

また、貸出金、有価証券等にかかる市場リスクの回避を主目的としてデリバティブ取引を行っており、一部はヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行は、信用リスク管理の基盤として企業審査を位置付け、個社ごとの信用リスク管理の強化及びポートフォリオ管理手法の高度化を図るとともに、要管理先等に対する経営改善指導を充実させることを基本方針としております。

当行は、信用リスク管理態勢の充実を図るため、本部における信用リスク管理部門と営業推進部門を分離し、信用リスク管理強化の観点から相互牽制が有効に機能する管理態勢を構築しております。

企業信用格付は、融資支援システム「KeyMan」による「企業審査」に基づき 実施しております。企業審査では、まず企業の財務面・非財務面の実態に基づき行 内共通の判断基準により企業信用格付を付与し、格付と整合的な自己査定の債務者 区分の決定及び格付に応じた融資方針や貸出金利の決定などを、企業信用格付を核 とした一連の業務として行っております。

信用リスク管理部門は、与信ポートフォリオのリスク量を計測するなど、その管理 状況を定期的に、また必要に応じてリスク管理委員会に報告しており、その審議事 項については取締役会に報告しております。

個別案件の審査・与信判断にあたっては、融資業務の基本方針や個別融資の判断基準及び融資の集中を防止するための指針を定めた「融資業務の規範」を制定し、これに則って審査を実施しております。

②市場リスクの管理

当行は、市場リスクを適切に管理することが戦略目標達成のため重要であることを 十分に認識のうえ、市場リスク管理状況を的確に把握し、適正な市場リスク管理態 勢の整備・確立をはかる中で、能動的に一定の市場リスクを引受け、これを管理す る中で収益機会を捉えていくことを基本方針としております。

市場リスク管理体制は、市場運用部門(フロントオフィス)と事務管理部門(バックオフィス)を分離し、さらにリスク管理部門(ミドルオフィス)を設置して相互に牽制する体制としております。

市場リスク管理方法は、年度毎に損失限度額、保有限度枠等を経営執行会議で定め、厳格に運営しております。ミドルオフィスは、有価証券ポートフォリオの総合損益、評価損益、VaR計測のほか、個別資産の保有限度枠の使用率、BPV(ベーシス・ポイント・バリュー)等のリスク指標を測定して、経営陣へ日次で報告しております。また、月次でリスク管理委員会へ報告し、リスク管理委員会での検討結果については、取締役会に報告しております。

ALM委員会では、資産及び負債の総合的管理の観点から、銀行勘定の金利リスクを含めて市場関連リスクをモニタリングし、経済環境・市場動向予測に基づいてへ

ッジ戦略について検討しております。

【市場リスクに係る定量的情報】

(トレーディング目的の金融商品)

売買目的有価証券について、2022年3月31日現在で、商品有価証券の保有限度枠は120億円、金銭外信託は150億円で設定しております。商品有価証券はお客様向け債券の売買を円滑に行うことと有価証券市場等の短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること、金銭外信託は有価証券市場等の短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的としており、それぞれ損失限度額を設定のうえ、運用しております。

(トレーディング目的以外の金融商品)

a. 金利リスク

当行において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。

当行では、これらの金融資産及び金融負債について、VaRを算出し、金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。VaRの算定は、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間10日~6 ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年)を採用しており、2022年3月31日現在で当行の金利リスク量は、全体で80億円であります。なお、VaRの値についてはバックテスト等による検証を定期的に実施しておりますが、過去の市場変動を基に一定の発生確率を前提として計測しているため、過去にない規模の市場変動の影響まで捕捉するものではありません。

また、当行では、コア預金推計モデルによって推計したコア預金を金利リスク計測に使用しております。当行が採用するコア預金推計モデルは、OIS(オーバーナイト・インデックス・スワップ)1ヶ月を説明変数とする線形回帰モデルと将来金利シナリオによって要求払預金の将来分布を作成し、預金が減少する下方99パーセンタイル値の推移からコア預金を推計するモデルであります。なお、当行では、コア預金推計モデルによるコア預金期待値とコア預金実績値を比較してコア預金推計モデルの精度を確認しており、その結果から、モデルは十分に高い精度でコア預金の動きを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaR及びコア預金推計モデルは過去の金利変動、金利変動と預金変動の 関係をベースに統計的に算出した一定の発生確率での金利リスク量、コア預金を計 測しており、過去にない規模の市場変動の影響まで捕捉するものではありません。

b. 価格変動リスク

当行において、価格変動リスクの影響を受ける金融商品は、「株式」、「投資信託」等であり、価格変動リスクのVaRを算出して、定量的分析に利用しております。 VaRの算定は、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間10日~6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年)を採用しております。2022年3月31日現在で当行の価格変動リスクに係るVaRは、270億円であります。

なお、VaRの値については有価証券のバックテスト等による検証を定期的に実施 しておりますが、過去の市場変動を基に一定の発生確率を前提として計測している ため、過去にない規模の市場変動の影響まで捕捉するものではありません。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、市場金融部内に設置した資金繰り管理部門が、日次・週次・月次の資金繰り状況を把握し、必要に応じて適切な市場調達を実施しております。また、資金繰り管理部門から独立した流動性リスク管理部門を設置して、流動性状況の判定をするなど、相互牽制を図る体制を整備しております。資金繰りリスクや市場流動性リスクのモニタリング結果は、リスク管理委員会に報告され、リスク管理委員会での検討結果については、取締役会へ報告しております。

④デリバティブ取引に係るリスクの管理

当行のデリバティブ取引は、貸出金・有価証券等に係る市場リスクの回避を主目的 として取組むことを基本方針としております。

当行の利用しているデリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクを内包しております。

市場リスクにおいては、金利関連のデリバティブ取引において金利変動リスクを、 通貨関連のデリバティブ取引において為替変動リスクを、株式・債券関連のデリバ ティブ取引において価格変動リスクをそれぞれ有しております。

また、信用リスクにおいては、取引の契約先をいずれも取引所や信用度の高い銀行 及び証券会社としており、契約不履行によるリスクを金融機関の運用限度額等によ り適切に管理しております。

当行のリスク管理は、金利や為替等の相場変動リスクにさらされている資産・負債に対して、そのリスク回避のため効果的にデリバティブ取引が利用されているかを 重点的に行っており、その基本方針はALM委員会で検討しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2) 参照)。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)、コールマネー、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	14: 14: AL 1177		(十四・日/3/17)
	貸借対照表	時 価	差額
	計上額	H/J IIII	上 识
(1)有価証券			
その他有価証券	973, 415	973, 415	_
(2)貸出金	3, 893, 912		
貸倒引当金(*1)	△50, 930		
	3, 842, 981	3, 844, 949	1, 968
資産計	4, 816, 397	4, 818, 365	1, 968
(1)預金	4, 661, 751	4, 661, 807	56
(2)譲渡性預金	157, 790	157, 795	4
(3)借用金	989, 082	989, 082	
負債計	5, 808, 624	5, 808, 685	61
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1, 375)	(1, 375)	_
ヘッジ会計が適用されているもの(*3)	12, 631	12, 631	_
デリバティブ取引計	11, 256	11, 256	_

- (*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で 正味の債務となる項目については、()で表示しております。
- (*3) ヘッジ対象である有価証券等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場におい

て形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する

相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以

外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものは レベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。 公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の 時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、無担保コールレート、スワップレート、信用スプレッド等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出 先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似してい ることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しておりま す。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごと に、元利金の合計額をスワップレートをベースに信用スプレッド等を加味した利 率、又は同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定 しており、レベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来 キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に 基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の 債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を 時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金について、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。定期預金のうち変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、預入期間が短期間(1年以内)の外貨定期預金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル

2の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、 当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率、又は、同様の借入におい て想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金 利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大 きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、 当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のも のは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。当該時価はいずれもレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注 2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、 金融商品の時価情報「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

	() [
区分	貸借対照表計上額
非上場株式等(*1)(*2)	4, 024
組合出資金(*3)	5, 358

- (*1) 非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 当事業年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。
- (*3)組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

	(1 🖾 : 1/4/14/
	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	_

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2022年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
子会社・子法人等株式	_	_	_
関連法人等株式	_	_	_

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(111)	上がいし口のかっかい	中 测
		貸借対照表計上額(百万円)
子会	社・子法人等株式	803

3. その他有価証券(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

	<u>(半四・日刀口)</u>			
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	株式	70, 099	30, 975	39, 124
	債券	189, 670	188, 411	1, 258
代出 共四 丰 計	国債	46, 892	46, 400	492
貸借対照表計	地方債	22, 910	22, 828	82
上額が取得原価を超えるも	短期社債	34, 003	34, 002	1
個を超えるも	社債	85, 863	85, 180	682
	その他	95, 996	87, 041	8, 954
	うち外国証券	37, 758	37, 343	414
	小計	355, 766	306, 428	49, 337
	株式	8, 320	9, 730	△1,410
	債券	283, 160	286, 967	$\triangle 3,806$
代出共四主社	国債	121, 233	123, 984	$\triangle 2,751$
貸借対照表計 上額が取得原	地方債	28, 698	28, 760	$\triangle 62$
価を超えない	短期社債	7,000	7,000	$\triangle 0$
もの	社債	126, 228	127, 221	△993
	その他	326, 168	347, 515	△21, 346
	うち外国証券	313, 032	333, 842	△20,810
	小計	617, 649	644, 213	△26, 564
合計		973, 415	950, 642	22, 773

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式等	3, 220
組合出資金	5, 358

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	23, 426	4, 991	498
債券	3, 456	7	7
国債		I	
地方債			
短期社債		_	
社債	3, 456	7	7
その他	169, 912	3, 258	6, 917
うち外国証券	165, 772	3, 236	6, 914
合計	196, 794	8, 257	7, 423

5. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の 時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあるものを除き、当該時価をもって貸借 対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処 理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

個々の銘柄の有価証券の時価が、取得原価に比べて30%程度以上下落した場合は回復可能性の判定の対象とし、減損の要否を判断しております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に 含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	9, 403	△89

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	15,498 百万円
減損損失	1,791 百万円
有価証券償却等	471 百万円
減価償却	509 百万円
退職給付引当金	495 百万円
その他	1,545 百万円
繰延税金資産小計	20,311 百万円

評価性引当額 ___△2,480 百万円 繰延税金資産合計 17,831 百万円 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △6,774 百万円 前払年金費用 △1,681 百万円 固定資産圧縮積立金 △354 百万円 繰延ヘッジ損益 △4,623 百万円 その他 △9 百万円 繰延税金負債合計 △13,443 百万円

4,387 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額1,556円01銭1株当たりの当期純利益金額38円04銭

繰延税金資産(負債)の純額